

平成27年度第1回

墨田区地域自立支援協議会 議事要旨

日 時 平成27年8月28日(金) 14時～16時

場 所 庁舎12階 121会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 地域自立支援協議会専門部会の報告について

卒後対策部会

児童発達支援部会

就労支援部会

(2) 「墨田区障害福祉計画【第3期】」の平成26年度事業実績及び墨田区障害福祉計画【第4期】の平成27年度事業計画について

(3) 障害者差別解消法について

(4) その他

3 閉 会

(資 料)

【事前送付分】

議題(2)用

資料1 「墨田区障害福祉計画【第3期】」平成26年度実績報告・「墨田区障害福祉計画【第4期】」平成27年度事業計画

資料2 「墨田区障害福祉計画【第3期】」平成26年度実績報告・「墨田区障害福祉計画【第4期】」平成27年度事業計画(概要版)

議題(3)用

資料3 リーフレット「障害者差別解消法」、「障害者差別解消法の概要」

資料4 障害者差別解消法施行に伴う対応について

【追加配布分】

議題（１）用

資料５ 事業所等利用状況及び卒後の進路一覧（卒後対策部会）

資料６ 平成２７年度第１回墨田区地域自立支援協議会児童発達支援部会の報告について（児童発達支援部会）

資料７ すみだ障害者就労支援総合センター 就労支援事業実績
（就労支援部会）

資料８ これまでの地域自立支援協議会における議題について

墨田区地域自立支援協議会委員

氏 名	所 属	出欠
柳田 正明	墨田区障害者審査会委員・ 山梨県立大学	出席
高張 純子	特定非営利活動法人 のぞみ	出席
長島 孝	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	出席
小野坂 明夫	社会福祉法人 墨田さんさん会	出席
河野 元毅	特定非営利法人 とらいあぐる	出席
中山 美幸	墨田区 福祉保健部 障害者福祉課 すみだ就労支援総合センター	出席
柳 牧子	社会福祉法人 おいてけ堀協会	出席
柴崎 悠輔	株式会社 ラックコーポレーション	出席
柳瀬 一正	東京都立墨東病院	出席
中武 繁明	墨田区障害者団体連合会	出席
庄司 道子	墨田区手をつなぐ親の会	出席
菊池 昌子	肢体不自由児者父母の会	出席
三浦 八重子	墨田区精神障害者家族会	出席
小板橋 一之	墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	出席
岸川 紀子	墨田区 福祉保健部 保健計画課	出席
並木 信治	都立墨東特別支援学校	出席
安武 正太郎	都立墨田特別支援学校	出席
鎌形 由美子	墨田区民生委員協議会	出席
西森 博	墨田公共職業安定所	出席
深野 紀幸	社会福祉協議会	出席

会長 副会長

事務局 出席

1 開 会

障害者福祉課長挨拶 省略

2 議 題

鎌形会長挨拶 省略

(1) 地域自立支援協議会専門部会の報告について

卒後対策部会 説明省略

質問なし

児童発達部会 説明省略

(A 委 員) 先程、ケアプランの状況がかなり遅れているという話があった。障害児というところで、身体や知的と比べるとセルフプランが多いのか。また、身体・知的・精神などはどれぐらいの割合か。残りはケアプランか。

(事 務 局) セルフプランが多い。身体・知的・精神の割合は大体6割、もっとあがってきている。

(A 委 員) 放課後デイサービスの事業者が増えているが、その増え方にニーズが間に合っている。例えば学童保育でも、障害のある子供は利用可能かと思うが、そういった状況、学童保育を利用している障害のある子供の数などはわかるか。

(事 務 局) 学童保育を利用している方については、今は出てこないが、こちらのデイサービスの存在を知って移ってくる方はいる。

(B 委 員) 17施設で、施設がとても増えているという話だったが、医療型の支援をしているのはほわわさんだけだと思う。ほわわさんを卒業して、就学の年齢になった子供たちが行けるところはあるのか。今ほわわさんのほうで卒業を控えた就学相談をやっている子供たちが、単独でほわわさんに週2回通えたのに、学校にいけないという実情があって、いろいろ相談を受けている。

なおかつ、今まで何時間とみていただいたのに、ほかの子たちには児童デイがあったが、重度の医療的ケアが必要な子供たちはそれもないという現実が

ある。卒業した子たちが行けるところは、りまさんも軽い医療的ケアの子を見てくれると思うが、ほわわさんも児童の受入をしてくれるのか。

(事務局) ほわわさんのほうでは、放課後等デイサービスは検討されている。ほわわさんは医療型児童支援ではなくて、重症心身障害児を対象にした児童発達支援という別のくくりになっており、そちらについては東京都のほうの重症心身障害児中心の補助事業であり、その指定の施設になっているので都の補助を受けている。

ただ、その東京都の補助というのは放課後等デイについてはなくなってしまうというところもあり、児童発達支援については少しずつ重症心身障害児向けはできてきているが、放課後等についてはなかなか進んでこないという状況がある。そういった中で、どうやってできるかということ、ほわわさんから直接ご相談いただいているところである。

就労支援部会 説明省略

質問なし

(2) 墨田区障害福祉計画【第3期】の平成26年度事業実績及び墨田区障害福祉計画【第4期】の平成27年度事業計画について

(小坂橋課長) 事業実績及び事業計画について説明 省略

(A 委員) 事業評価の部分だが、評価をしたのは行政か。また、短期入所で、足りないという根拠が「希望日に使えない」とのことだが、どの程度生じたか。

(小坂橋課長) 評価をしたのは行政である。

(B 委員) 肢体不自由を主に中心とした「あとむ」を運営しているが、どうしても夏休み以外は金土日の週末に利用が集中してしまう。学校に行っている子は、よほどのことがない限り平日の利用はなく、金土日に利用が集中している。あとむの場合は1回に3人しか泊まれないため、金土日はほとんど予約が取れない状態である。

(A 委員) そういう状況で、事業運営、経営の問題もあるし、難しい問題なので、行政が判断して進めるということもあるが、せっかく協議会があるので、どう考えるかを皆さんに投げかけてはどうか。前半専門部会の報告があったが、報告を聞いてそこに突っ込むという立場はあまり意味がなくて、専門部会から上がってきて、こういうことで困っている、考え中だというようなことを、ここで投げかけてくれるほうがよいと思う。そういう意味で、短期入所の話から膨らんでしまったが、児童の話・就労の話、ただの報告ではなくて、問いかけをしてほしい。そうしないとここで議論する意味がないということ

を感じた。

- (B 委 員) おそらく知的障害の短期入所も週末の希望が多いのだと思う。
- (C 委 員) 定員が3名というところで、申し込みが2か月前からいっぱいになってしまう。冷たい話になるが職員体制というものがある。事業自体は365日だから、論点は2日連続で泊まった職員はどうしても3日というのは難しくなる、ということになる。実務的に無理がある。また、障害の程度の問題もある。重度の方が一人いると、3人いっぺんに見るとというのは難しい。そういう方が泊まるときはできるだけ職員と1対1の体制を組んでいる。そういったところで限度があり、お断りするというような実態があるかもしれない。
- (A 委 員) 当然行政では、虐待に備えて緊急時のショート的な居室確保が法律上決まっている。確保したうえで当然足りていない、特に土日は足りていないという状況。
- (B 委 員) 確保はできたのか。
- (小 板 橋 課 長) 別の短期入所、他の所を回り、あるいは病院等で保護できるような、そういう体制をとっている。それは虐待の話で、それとは別に短期入所を利用したいという相談があった。
- (B 委 員) 恐らく母親の用事や、レスパイト(一時休息)等、そういう形での利用になると思う。
- (小 板 橋 課 長) 今話に出たように、ニーズは土日、夏休みに集中する一方で、事業者の対応が非常に難しい。経営対応が難しいという根本的な問題があるようだ。
- (B 委 員) 職員に夏休みの希望があるが、人員体制上、夏休みをあげられない。
- (A 委 員) そうなってくると地域福祉で解決という話になってくる。
- (D 委 員) 保護者の立場から言うと、本当に緊急の場合、どうしようかなということがある。
- 自分自身が倒れてしまったとき、子供を看てもらえるのか心配である。
- (小 板 橋 課 長) 緊急の場合には、これまでも特にケースワーカーで動いて、色々探して何とかしているという状況。そういった意味では、施設が充実していたほうが安心であることは間違いない。
- (E 委 員) どこか常に一床確保してあるということは墨田区ではなくて、その都度探すのか。
- (小 板 橋 課 長) 確保してあるところはあるが、これはずっと空いているかというところでもないところもあり、難しさがある。とりあえず短期入所先で、いざという時のためにはあるが、必要性、たとえば何人か出てきてしまうと、それは重なることになってしまうので、そういう時はほかの短期入所施設にお願いして、何とかあいているところに対応をしていただく。そうなるとなかなか区内は

難しく周辺地域等にお声掛けしてということになる。

(E 委 員) 民生委員にもそういう依頼が来ることがある。前に親御さんが亡くなっていたということがあったが、そのときは亡くなっていたのを発見したのが平日の昼間だった。本人はそのまま部屋にいた。

区のほうで動いてもらったが、一か所とはいかず、日ごとに変わったという。何とか落ち着くところを見つけたようだが、やはり区内とはいかなかったようだ。

(F 委 員) 平日と休日にそれほど差があるのか。

(B 委 員) 週末に法事があったりクラス会があったりする方が多い。

学童も児童デイが充実しているので、平日は帰ってくるのは夕方だが、週末は泊まりたい。その場合、2か月前から申し込みが必要である。

(F 委 員) もはや重要性とか緊急性とか関係ない。

(B 委 員) 5日間とかで、うちの場合は所長が決めるが、3人なので、男の子が二人決まっていたら、一人だけ女の子を入れるわけにはいかない。一応部屋は3つあるが、組み合わせの問題もある。また、自立支援法になってからは希望があると他区の方も受け入れなければならない。

25~月末までは墨田区が優先だが、1日からは他区も受け付ける。今他区にとっても人気があり、どうしても泊まりたいという人がいる。他区の方は土日はあきらめている。それで、平日施設を休んででも連れて行きたいという問い合わせが非常に多い。

(A 委 員) ニーズが土日に集中している中で、事業運営を考えると難しいと思う。その中でたとえば、65歳以上の方は介護保険という話が出ている。学齢期だったら学校のほうで頑張ってもらえるということは考えられないか。

(B 委 員) 墨東特別支援学校は肢体不自由だが、5区からきている。区によって福祉計画も予算も違うので、同じ墨東でも墨田区と中央区では一人当たりの時間数も違うという現状がある。それと医療的ケアの子だと、東部療育センターになるが、そこでもなかなかショートステイをとるのが大変でより重い方がどちらかという優先になる。

(A 委 員) 高齢はどうか。高齢障害のある人はショートは使わないのか。

(B 委 員) 本人が使いたいというより、高齢になるということは、親御さんが80代くらいになっているので、亡くなっているであるとか看れないであるとか、そういう方が多い。

(A 委 員) 短期入所は使っていないということか。

(B 委 員) 使っている。使っていて、グループホームや入所施設を希望している方が多いが、身体に限ると東京都は入所施設は作らないと言っている。

(A 委 員) 言いたいのは、既存のシステムの中でできるだけ、他で使用できるものは

整理していった、それでも足りない部分はどうか開拓するしかない。そう発想できないものか。

(B 委 員) おそらく短期入所という、施設の短期入所と、「あとむ」であるとか区内の施設であるさんさんルーム、青年の家のショートステイは全く別物である。本当に1日か2日。本人にとっては楽しい環境だろう。療育センターのショートステイというのは、もう少し長く見ていただけが、ほとんどベッドの中なので、本人にとってはあまり楽しい環境ではないかもしれない。持ち込みとかもしてはいけない。

身体で重度ということもあるが、あとむの場合はほとんどマンツーマンである。このような施設は都内に他にないので問い合わせがある。

(E 委 員) ちなみに年齢で一番多いのは。

(B 委 員) 週末は学童が多い。利用者を平均するためにのぞみに行っている方はのぞみの通所バスであとむに行き、次の日の朝あとむからのぞみに行けるので、そうすると、一泊するだけで2日近く親御さんは手が離れる。

今、日曜と月曜の泊りは無しにしているが、火曜・水曜の希望者が多い。本当に法事であるとか田舎に用がある場合は、金土日で預かってほしいという方が多い。

(小 板 橋 課 長) 65歳以上という介護保険のほうの施設を利用することになる。65歳以上の方をお預かりするようなことはあまりないのではないかと。

(B 委 員) 最高齢でも50代くらいだ。

(C 委 員) 最近は若い方が多い。保護者の方が勤めていて、夜勤だとか泊まりだとかそういう家庭環境の人たちの泊りが増えている。

(E 委 員) 高齢者のほうに行っても、なかなか入るところがない。どこも理由はベッドの空きがないこともあるが、看る人が足りないというのは高齢者関係でも同じである。上がってくる書類を見ても、90歳一人暮らし介護度3でA判定(ベッドが空いたら希望するところに入れる)でもなかなか入れないのが実情。介護する方が増えるのを祈るような気持ちでどこも待っている。

そのため、65歳になったから、そちらが数が多いので楽になるかという、そのようなことはない。もちろんその際障害があるからと言ってそうではない方と差があることはなく、同じ基準で評価される。区だけでも難しいところがある。

(小 板 橋 課 長) 事業者の中で、周辺区とのネットワーク、例えばうちは受け入れられないとなった時に他所を紹介するような話ができることはあるのか。

(B 委 員) 短期入所に限っては、あまりない。

(小 板 橋 課 長) まだ施設が充実していないということでもある。

(3) 障害者差別解消法について

(事 務 局) 障害者差別解消法について 省略

質疑応答

(A 委 員) 質問というよりも意見である。障害者差別解消法だが、無いよりはあった方がよいと思うが、法律で差別が解消できるのか等、課題を検討できていない法律かと思っている。特に、差別的取扱禁止、取扱という言葉が非常に耳障りに感じるところがあり、法律自体が精査されていないのかと思っているところである。墨田区の方で作る要領は、国のそれ以上のものを作ってほしい。もちろん、我々も協力して話し合う。

放課後デイの事業が増えているが、このまま増えていけばいいのか、あるいは学童保育のような所で一緒にという方向性もあるのではないか。事業所が増えていて、それもよいことだと思うが、考え方の一つとしては、分けないで一緒にというところも見失わないでほしい。

(小 板 橋 課 長) 放課後デイは放課後デイとして、障害者に対するサービスであり、一方で、学童クラブは、クラブの中で一般の人たちと一緒にやっていきたいというご希望があればそれにも応えていく必要がある。放課後デイが増えたから学童クラブの方で受入を拒否するというような話ではない。障害者差別解消法の趣旨を考えても学童クラブで障害者を受け入れないとなると差別にもなる。そのため、二つ並行して障害者の方は、学童クラブを選ぶこともできるし、放課後デイの方がよいということであればそちらを選んでいただく。両方の選択ができるようになる。

(B 委 員) 障害者差別解消法について、まだよくわからないが、一般の方は学校の授業で習うのだろうか。差別がいけないということは法律で作るというより当たり前のはずだ。

「ちょっと助けてあげましょう」ということであり、上から目線で何々はいけないという話ではない。何も法律にすることは無いと思うが、学校の授業で法律のことについて実施するという話はあるのか。我々が習うよりも一般の人たちへの周知・啓発が必要なのではないか。

(小 板 橋 課 長) 事業者は事業者として、注意を払っていただく。障害者団体として、こういうことは差別に当たるというご意見をお伺いできればありがたい。

この法律では、特に学校教育でこういうことを進めよというものではない。むしろ、法律としては、事業者が、あるいは自治体が、国が、そういう差別をしてはならない、というものである。それはそれとしてやっていくが、一方で、私どももこの法律の啓発をしなければならぬ。そのため、来年度ど

ういう形になるかわからないが、事業者や区民を含めての研修などのPR事業を進めていきたいと考えている。

法律についてしっかり周知していきたい。

(B 委員) 障害者差別解消法に係る専門部会ではどのようなことをするのか。

(小坂橋課長) 専門部会の中で、事業者等関係者に集まっていただき、議論をしていただく。例えば事例が出てくれば、その事例の議論を深めて、そういった差別事例が起きないように部会の中で周知するということが考えられる。あるいは情報交換ということになるかもしれない。また、事例についてこれは差別に当たるか当たらないか、合理的配慮として適切であるかそうでないか、というところまで議論の対象になるかもしれない。事例ごとに考えていくしかないところだが、我々もまだ精査している段階なので、今後整理していきたい。

(E 委員) 先ほど出た子供のころから自然に教育されていくものだというお話だが、墨田区ではボランティアセンターでボランティア祭というのをやっている。

(B 委員) 興味のある子はいいが、普通の子供たちの中には障害のある子を見たことがない子もたくさんいるので、インクルージョンは大切だと思う。車いすトイレに「だれでもトイレ」と書かれているので使われてしまったり、オストメイトで毛染めをしていたという例もある。どういう障害の人がいて、こういうことが必要であるということがわからない人が多いので、やはりそれは学校で教えてほしいと思う。

(E 委員) ボランティア祭は各小学校を2年借りてやっており、少しずつ効果が出ていると思う。しかし、もっと踏み込んだところとなると難しい。大人でも、重い障害のある方を見る機会は少ない。映像で見えていただいたりするような教育ができるのかは、これからではないか。

(B 委員) 私の子は6年間区立の小学校に居住地交流という形で通った。4階の教室まで車いすを持ってもらったり、子どもとの関わりを通じて感じたことを校内発表してもらった。

各学校で復籍がどんどん進むとよいと思う。

(小坂橋課長) 復籍制度は皆さんの学校にもあるのか。

(G 委員) 今年からシステムが変わり、新たに入学する子はすでに復籍交流が決まった状態で入学する。交流するかどうかはあくまでも保護者の意思であるが、数は増えている。

小学校の段階だとかなりの割合がいて交流している。ただし、間接交流とってお便りだけの交流の場合もある。直接定期的に学校へ来て、交流する子は全体からすると多くはない。

小学校の1年から6年まで交流できると学年全体の理解が深まり、とても

良い効果をもたらす。しかし、中学に上がるときに継続はしない。そこは難しい。

(H 委員) 東京都の家族会で、東京都の教育長あてに要望書を出した。要望は2点あり、一つ目は学校教育の中で精神疾患について正しく教えてほしいということ。二つ目は精神疾患について正しい知識を社会に広く普及させてほしいということ。

また、全区の学校の中学2年生を対象にしたリーフレットを作成中である。配布されれば、良い影響を与えてくれるのではないかと。精神障害の場合、見た目ではわかりにくいので、まず学校教育からやっていくというのが私たち家族会の目標である。

(I 委員) 学校教育は本当に大事だと思う。私たちは墨田区から委託を受けて福祉体験研修を行っている。こういった研修を、事業者や公共団体でも若手職員研修という形で踏み込んでもらえれば、障害者の理解が深まると思う。そういった意味で、学校の教育で取り組むのは良いと思う。

(F 委員) 差別の相談を受けて通報するような仕組みがあるか。また、大臣が勧告するというのはどのようなことか。

(小坂橋課長) 通報するというわけではない。区に相談が来た場合、相談に対する解決策については、既存の様々な事業の中で解決することになっている。

事業者が適切な対応をしないような場合に、罰則だとか罰金だとか、刑罰ではなく、勧告を行う。おそらく、そのための組織ができてくると考えられる。

(A 委員) 福祉教育について、差別を解消する方法として学校教育をとというのは昔からあったが、なかなか進んでいない。

先ほどから出ている車いす体験だが、これは体験するだけでは差別を助長する。本人の弱いところ・苦手なところだけを体験することになるからである。本当は、そういう状態でも、どのように良い人生を作るかということまでフォローアップを考えて、体験してもらわなければならない。

1、2年前に全社協が福祉教育を打ち出し、学校側にアピールしている動きがあることをご紹介したい。

(4) その他

(小坂橋課長) 議題4として、2点ある。

1点目は自立支援協議会における課題ということで、これまで様々な課題が出ているところである。まず事業所において看護師の雇用ができないという問題である。医師会や、訪問看護ステーション等の連絡会で、協議会からこういう問題があるというお話をし、その結果を協議会でお話ししたいと考

えている。

次に、差別解消法に関する事で、これは来年度、別途地域自立支援協議会の専門部会を設ける方向で検討をしているところである。

そして、地域生活支援拠点の整備ということで、これについてはグループホームの関係の部会を立ち上げようと思っており、そこで議題を深めていきたいと考えている。

最後に、緊急対応が必要な場合、区の当直に連絡をいただければと思う。

2点目については別に説明していただく。

(J 委員) 事業のご案内をさせていただく。

医療的ケアが必要な子たちのコーディネーターが、社会資源に関してまだ不十分ということで、これを病院が中心になってやるのがいいのかという議論がある。それに関して、地域コーディネーター会議ということで、今年度はケアマネージャーの方たちに来ていただいて情報交換を行う。その後、みなさんと意見交換ができたらというものなので、ぜひご参加いただきたい。

(K 委員) 今度グループホームの専門部会ができてよかったと思っているが、計画相談や身体障害の方々の専門部会はないのだろうか。専門部会には色々なところを網羅してもらいたい。今でも会議は多いが、まとまっていない感じがある。部会としてしっかり存在すると、意見を出せたり、連携していけると考える。

(小坂橋課長) 専門部会については、あまりたくさんあると、事務局としても対応しきれないところがあるので、精査させていただきたい。増やす部分については増やしていく。

たとえば、計画相談については専門部会ではなく、事業者説明会という形でやらせていただき、その中で問題点・課題を出してもらったり、情報交換をしたりしていく。

(K 委員) 専門部会の報告がないと、協議会上がってこないということがある。

(小坂橋課長) そのあたりは我々の方でも検討する。現在専門部会となっているものは、お互いに検討しながら、課題を解決していくような色合いが強い部分である。こういう課題については報告がほしいということであれば、我々でやっている説明会や事業の状況をこちらで報告する形が一番ありがたい。

なるべく情報提供できる部分についてはしていきたい。今日この場であった話も含め、情報提供をさせていただくので、それについて議論いただければありがたい。

(A 委員) 虐待の相談は区に上がってきているか。

(小坂橋課長) 何件か上がってきている。

(A 委 員) 児童の方は児童相談所という専門機関が対応できているが、それ以外の部分は関しては行政の方ではなかなか難しく、適切な虐待の認定が下りないということがある。

ここは公開の会議だが、非公開にして、虐待かどうかのグレーゾーンの事例を扱ってみるとということも検討してみしてほしい。

(鎌形会長) ご質問がなければ、本日の議事は終了とさせていただきます。

(小坂橋課長) 本日はありがとうございました。今回話し合ったことも含めて、計画を円滑に進めてまいりたいと思う。